行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について

滋賀県行政書士会　監察部長　永井　綾子

日本行政書士会連合会では、毎年10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」として定め、「実施基本要綱」により、制度の普及・浸透を図る目的で様々な運動を展開することとしておりますが、例年どおりこの機会に滋賀県行政書士会（以後滋賀会と略する）といたしましても、広報活動と表裏をなす監察活動にも取り組むことにしています。

今年度は、平成22・23年度に調査を行ってからしばらく経過したことや、所有者不明農地・耕作放棄地に対する滋賀会の取り組み状況などを踏まえて、「農地法関係業務」の内、農地法第3条、第4条、第5条の申請等を重点項目とすることとし、非違事例の総量的把握という手法による調査を行うべく、各市町の農業委員会にアンケートを依頼し、申請区分状況を調査いたしました。本調査の主眼は、一般予防的意味に重点を置いた監察活動にあり、非違事例の総量的な把握という手法を“テコ”として外部に注意を喚起することを目的としております。もとより、他分野及び他手法による調査等の監察活動を否定するものではありません。

ここで、今一度行政書士における監察活動の意味を考えてみたいと思います。行政書士制度における監察活動とは、行政書士法第1条の目的である行政手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資するという行政書士制度の趣旨を徹底することによって制度の維持・発展を担保するための活動です。

監察という語の意味には、取り締まるというほかに「調査し監督すること」という意味があります。行政書士会は、行政書士法に基づく公的団体ではありますが、権力組織ではありません。従って、非行政書士による違法行為を取り締まるというよりは、行政書士制度の趣旨を啓発し、非違行為を行う者に対して注意を喚起し、是正を促し、さらには警告を行い、行政書士制度への理解を求め、行政書士の活用によって国民のさらなる利便性に繋がるよう努めるとともに、行政書士法違反行為が証拠等により明らかで行政手続きの円滑な実施を阻害し、または国民に被害を与える可能性があるなど悪質なものと判断される場合には告発も辞さないという心構えが必要となります。

これまでややもすると行政書士の職域確保が監察活動の主たる目的としてとらえられ、非行政書士の「摘発」、「排除」という言葉が多く使われてきました。しかし、行政書士法第19条第1項によって規定されている第1条の2に定める行政書士の職域は、非常に多岐に亘るものですので、職域確保を全面に掲げて厳格で強権的な監察活動をすることは、他士業界や産業界との間に軋轢を生み、その結果として国民の支持を失い、或いは行政書士制度に対する拒否反応を巻きおこす恐れすらあると懸念されます。

しかし、何らかの是正活動も必要と思慮されますので、その種類等について述べておきます。

①端緒　会員または外部からの通報
②非違行為が疑われる対象の実態を把握
③非違行為の実情調査、情報、証拠資料の収集
④注意、勧告、警告による是正請求
⑤告発（告訴）の判断、そのための証拠資料の収集
⑥必要に応じて追跡調査、再監察

これらを踏まえて、行政書士法違反の立件には、法第19条第1項の非行政書士が、法第1条の2に規定する行政書士業務（他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること等）を業とすることを立証できるだけの証拠が必要となります。

行政書士の権益や生活権を守ることも行政書士会の重要な役割であり、法第1条に掲げられている行政書士制度の目的を達成する担保としての「業務独占」を維持する監察活動によって、国民と行政からの行政書士制度に対する信頼が高められ、その結果として、行政書士の権益が守られ、社会的な地位の向上と相俟って行政書士の生活権の安定が現実のものになってゆくのだと思料されます。

当滋賀会では、非行政書士排除の一環として重点項目となる農地法関係業務と併せて、公共嘱託として経営事項審査の書類審査を4年継続実施しています。この件につきましても申請区分状況を把握した結果を報告確認しております。また、例年どおり各行政機関の窓口表示板の設置状況の確認を各支部に依頼しております。昨年より、従来のアクリルL型表示板とマグネット表示板の2種類を用意しまして、各行政機関の要望にお応えできるよう配慮しています。

最後に、会報にいつも注意喚起しているように「作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています」ので、いずれの書類にも行政書士1人ひとりが自信を持って記名押印をすることが、監察活動に繋がる大事なことと確信しております。